



相談コーナー

隣の家から、親のどなり声と子どもの泣き声が毎日聞こえてくるのですが、これは虐待ではないの？

Q. 児童虐待とは？

英語では虐待を Abuse (アブユース)といい、権利の乱用、力の誤用という意味があります。つまり、社会的に力のある立場にある者が、社会的に弱者の立場におかれている者に対して、その権力を乱用する行為のことを指します。

これを、子どもの虐待にあてはめると、大人がその権力を乱用して子どもの人権を侵害する行為のことです。大人と子どもの間には歴然とした力の差があり、これを悪用し、ストレスの発散や支配欲を満足させたい、性的な満足を得たいといった、なんらかの目的のために子どもを乱用し、**子どもの尊厳を踏みにじるという行為(虐待)**が行われています。

Q. どういう行為が虐待なの？

児童虐待といってもさまざまな種類のものであり、一概に線を引くことは難しいことですが、子どもへの虐待はその内容から、次の4種類が考えられます。

①身体的虐待

子どもに対して身体的苦痛を与えたり、身体的暴力を与えることです。叩く、殴る、蹴る、逆さずりにするなど、もっとも目に見えやすい形の虐待ですが、虐待者はそれがしつけであると考えていることもあります。

②ネグレクト

子どもにとって必要なケアを与えないことを指します。衣食住といった身体的ケアに限らず、子どもの発達にとって必要な愛情を与えないこともネグレクトです。

③性的虐待

子どもにとって明らかに過度の性的刺激を与えることをいいます。子どもに過度に触ることや子どもの前で誘惑的に裸になったり、みだらな目で子どもの裸を眺めたりすることは虐待にあたります。

④心理的虐待

心理的な暴力や心理的な苦痛を与えることを指します。家族の中で常に孤立させられたり、常に差別されたり、おびえさせられたりすることなどがこれにあたります。多くの場合は、「お前なんかいないほうがいい。」とか、「お前なんか価値がない。」というメッセージが含まれるので、不安やうつ状態を中心とした精神障害の危険性が高いものです。

Q. なぜ児童虐待がおきるの！？

虐待を起こす要因としては、個人的要因・社会的要因・環境的要因が考えられています。

個人的要因・・・

親に人権や暴力についての正しい知識・情報がない、アルコール中毒や薬物依存がある、心身の健康面で問題がある、強いストレスがある など

社会的要因・・・

夫婦間あるいは家族間の人間関係、親自身の生育歴、DV(夫・恋人からの暴力)による孤立 など

環境的要因・・・

低収入によるストレス、失業、住宅事情、近隣の環境 など

家庭内での虐待が起こるとき、子どもが引金になる場合と、親に原因がある場合とがあり、上にあげた3つが親の側の要因としてあげられます。

また、子どもの側に、障害がある場合や夜泣きや

子どもの反抗的な態度など自分の思いどおりに子どもが行動しないことなどが、親の要因を刺激し、虐待の引金になることがあります。

Q. 虐待を受けた子どもにはどんな影響があるの？

身体的虐待を受け、けがや骨折など、ネグレクトによる栄養失調や死に至るなど、身体症状が現れます。これらの症状は、目に見えるので、比較的発見しやすいのですが、実は、最も深刻なことは、目に見えない心理的虐待です。

虐待を受けた子どもの心理的症状の表れは、子どもの年齢、加害者である親との関係、虐待の程度や回数によって違いますが、**食欲不振・睡眠障害、集中の困難、感情をコントロールできない、暴力的な言動**などがあげられます。これらの症状のために、虐待を受けた子どもたちは、大人の目に「問題児」と映りやすくなります。

Q. どのようなときに虐待を疑いますか？

はじめから虐待があると判断できることはほとんどありませんので、まず、虐待の発見は疑うことから始まります。疑うかどうか、その子どもを守れるかどうかの分岐点になります。

多くの場合、大人が疑いを持つに至るには子どもからサインがあります。子どもたちは表立って虐待を打ち明けることはなくても、無意識の形で何らかのサインをだしていることが少なくありません。サインとは「**不自然さ**」であることが多い場合があります。

(たとえば・・・)

不自然な傷

遊んでケガするはずない場所にあるような傷や、ちょっとした事故ではあり得ないような形のやけどなど

不自然な表情

無表情であったり、変にご機嫌をとるような表情をしたり、おびえるようにきよろきよろと周囲を窺うなど

不自然な言動

親の前で急にそわそわしたり、年齢にそぐわない性的な言動をとったりなど

不自然な説明

子どもが打ち明けたい気持ちとそれへの不安から、不自然な傷跡についてなど不自然な説明をするなど様々です。

Q. 児童虐待についてどこの機関に連絡したらいいの？

「**児童虐待の防止等に関する法律**」(以下、児童虐待防止法という。)が2000年11月に施行され、第6条に「**児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならない**」とあり、児童福祉法第25条では「**保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。**(以下略)」と国民一般に要保護児童の通告義務を課しています。このように児童虐待防止法では、「**児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える**」ことを重視し、早期発見を強く求めています。

大切なのは、その行為が虐待かどうかではなく、子どもにとって有害と思われる場合、つまり虐待を疑った場合は、子どもを守るために早急に児童相談所または福祉事務所に通告することが大切です。

「通告」という言葉が重く難しい響きを与えますが、「相談」することと同じ対応です。

Q. 関係機関の対応は、どのように行われるの？

虐待通告がされると、児童相談所をはじめとした通告先機関は、速やかに対象児童の安全確認を行

います。安全確認の結果、虐待者と子どもを緊急に分離する必要があると判断した場合、児童相談所が一時保護を行います。

安全確認後、その後の対応を検討するため、調査が行われます。調査は、原則、任意で行われますが、保護者が調査に拒否的である場合には立入調査等強制的な手続が行われることもあります。

調査の結果を受けて児童相談所等は処遇を決定します。具体的には、助言指導・継続指導といった面接指導、児童福祉施設入所等の措置が行われます。

入所措置が選択された後も、親子の再統合、子どもの自立に向けた支援は継続されます。

子どもの権利はみんなで守るもの、周囲の大人にはその義務があるのだと心に刻み、地域で子どもを育てる力を高めていくことが、子どもの虐待をなくしていくことにつながります。

【子どもの人権110番】

0120-007-110